

飯能市特定教育・保育施設等指導監査実施の手引き

令和2年1月21日市長決裁

1 目的

この手引きは、子ども・子育て支援法（平成24年法第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく指導並びに法第38条から第40条まで、第50条から第52条まで及び第58条の8から第58条の10までの規定に基づく監査について必要な事項を定め、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2 定義

この手引きにおいて使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、特例保育及び特定子ども・子育て支援をいう。
- (2) 施設型給付費等 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び施設等利用費をいう。
- (3) 特定教育・保育施設等 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等をいい、この手引きによる指導及び監査の対象をいう。

3 実施方針

指導及び監査は、特定教育・保育施設等に対し、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

また、指導及び監査は、国から発出される通知、これまでの指導及び監査の結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

4 関係機関との連携

特定教育・保育施設等の指導及び監査にあたっては、埼玉県と連携し、施設等の指導及び監査における指摘事項等を把握した上で実施するよう努めることとし、指導及び監査の日程について事前に埼玉県と調整し、可能な限り同日に指導及び監査を実施することとする。

5 指導の形態

指導の形態は、集団指導及び実地指導とする。

6 指導対象の選定

指導は飯能市の確認を受けた全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- (2) (1)の指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、各施設等について概ね5年に1度実施するものとする。

7 集団指導の方法等

- (1) 集団指導は、特定教育・保育施設等に対して、法及び飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）その他関係法令（以下「基準等」という。）の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると市長が認めるときに、その内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 集団指導の実施に当たっては、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

8 実地指導の方法等

- (1) 実地指導は、基準等の遵守状況、集団指導の状況及び県等が行う認可等に関する事務の状況を勘案して、計画的に実施する。ただし、市長が特に実地指導を要すると認めるときは、随時に実施することができる。
- (2) 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、関係書類の閲覧、関係者との面談等の方法により行う。
- (3) 実地指導の実施に当たっては、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。
- (4) 実地指導は、必要に応じて他の法令に基づく指導等と同時に行うことができる。

- (5) 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日文書により指導内容の通知を行うとともに、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

9 監査への変更

実地指導中に次に掲げる状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに次条以下に定めるところにより、監査を行うことができる。

- (1) 著しい基準等違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

10 監査の方法等

- (1) 監査は、法第38条、第50条及び第58条の8の規定により、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う方法によるものとする。
- (2) 監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。ただし、実地指導中において監査への変更を行ったとき等これにより難しい場合は、この限りでない。
- (3) 監査の結果、行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書により監査内容の通知を行うとともに、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

11 行政上の措置

監査の結果、違反疑義等が認められた場合は、法その他の関係法令に基づき、必要な措置を講じるものとする。

12 身分証の携帯

指導及び監査に際しては、担当する職員は、子ども・子育て支援法施行規

則（平成26年内閣府令第44号）第60条第1項及び第3項に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

1.3 その他

この手引きに定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この手引きは、決裁の日から施行する。